

業務部速報

No. 111

発行 12. 6. 11

JR東労組 業務部

「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」に関する
申19号 **「組合案」実現** を求める申し入れ **第7回交渉**

これまでの交渉を踏まえ譲れない内容について会社と議論!

○**出向について** → **出向は原則3年! 若手の出向期間短縮もあり得ることを確認!**

組合

・出向は3年で本人希望を尊重し、他支社に異動はさせず、元職場復帰が基本だ!
・若手の出向期間は短縮すべきだ!

会社

・出向期間は原則3年
・希望通りになるとは言えないが、本人の希望は聞く
・多くは元職場への復帰。支社またがりの異動は、絶対はないかと言われれば、あり得るとしか言えない。
・出向期間も業務の都合等により短くなることもある

○**清掃業務について** → **本務として清掃業務を担わないことを確認!**

組合

・清掃業務を兼務・混在させるべきではない!

会社

・施策の基本は構内業務を担ってもらうことであり、恒常的に清掃業務に指定されることはない。

○**定例訓練時間の確保について** → **年間最低12時間の訓練時間を確保することを確認!**

組合

・定例訓練の時間はどれだけ確保するのか?

会社

・本体、グループ会社共に、年間12時間の訓練を行う。年間休日の差で発生する日勤で行う場合もある。

○**本体に残すべき業務について** → **遅延ありきの施策など認められない!**

組合

・安全確保や技術継承には、機動班や駅派出、仕業班、構内計画A番は本体に残すべきだ! 遅れを出してまで施策を進めるわけにはいかない!

会社

・切り分けて非効率となる場合は委託しない。委託することで遅れが出そうな場合は、対策を考える。
・本社-本部間では全体スキームについて整理するが、個別の議論は支社-地本間だ。その結果、切り分けできない場合は、委託しないことを会社が判断する。

・前回交渉で京葉車セの実態を明らかにして議論してきたが、会社としてどのように検討してきたのか?

・京葉車セの運転当直は、委託するにあたって様々な業務の持ち替えが発生することも現状として認識しているため、10月1日の実施時期については、作業実態を検証した上で具体的に検討していく考えだ。

組合員一人一人が責任を持って施策を担えるように、組合案の再検討を強く要請し、交渉終了!